

令和8年度 能勢町

子育てのための施設等利用給付 認定のしおり

(新2号・新3号認定用)

もくじ

1. 認定について・・・・・・・・・・・・・・・・P1
2. 保育の必要性の認定・・・・・・・・・・P3
3. 新2号・新3号認定の申込み方法・・・・P4
4. 認定通知書の送付について・・・・・・P6
5. 認定の内容に変更があった場合・・・・P6
6. 施設等利用料の支給について・・・・・・P7
7. 申込みの前に必ずお読みください・・・・P8

令和8年4月

お問い合わせ

能勢町福祉部すこやか支援課
(能勢町保健福祉センター内)
TEL 072 (731) 3001

1. 認定について

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所・認定こども園・幼稚園・認可外施設等を利用する3歳から5歳までの児童及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の利用料が無償となりました。

お住まいの市町村から子育てのための施設等利用給付認定（新1号～新3号認定）を受けることで利用料が無償化（一部上限あり）されますので、上記の認定を受けていない場合は申請が必要です。

※教育・保育認定の概要や申請方法については、別冊子「認定こども園・保育所・幼稚園の教育・保育給付認定制度について」をご覧ください。

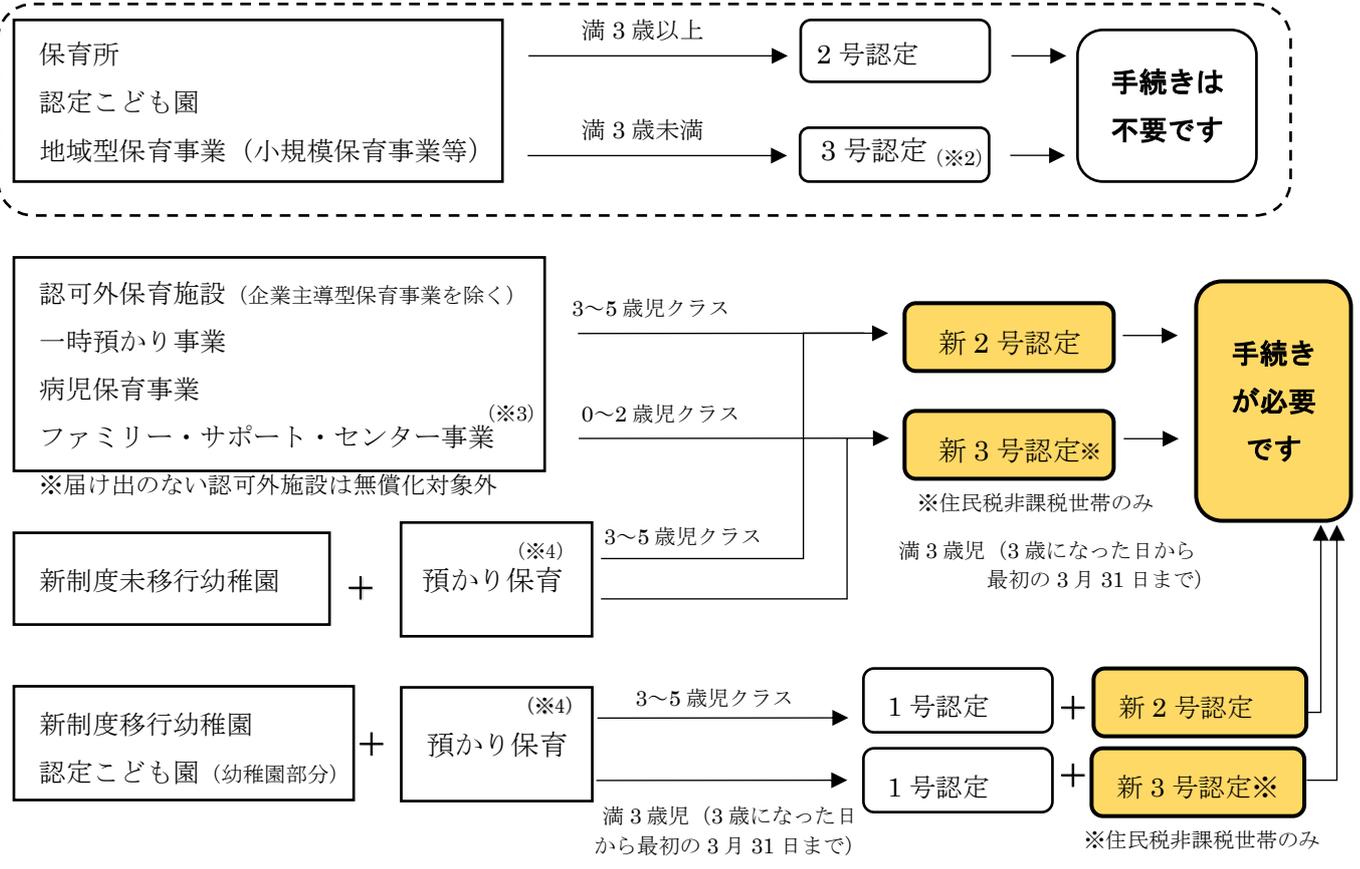
※認定を受けても利用する施設・事業の組み合わせや利用内容によっては、無償とならない場合がありますのでご注意ください。

例：保育所・認定こども園の延長保育料金等

★各施設・事業における認定について

(1) 「保育の必要性（※1）」の事由に該当する場合

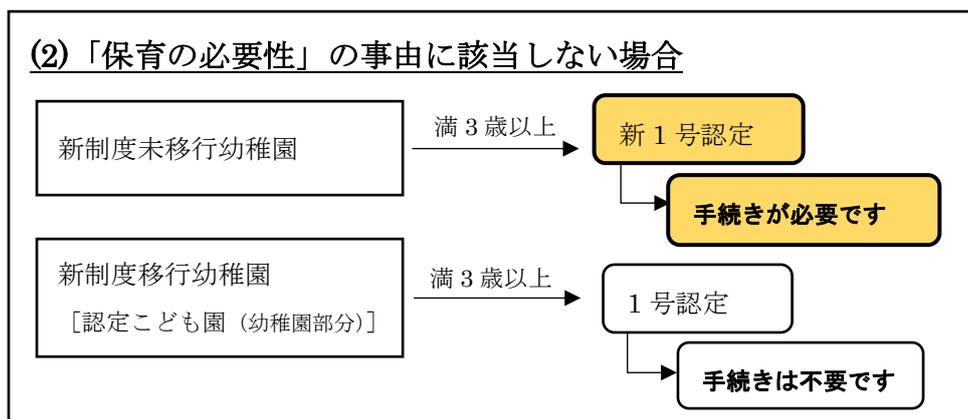
※1 保育の必要性とは、就労などにより家庭保育をできないことです。詳しくは3ページをご参照ください。



(1) の注釈

- ※2 0～2歳児クラスに該当する児童は、住民税非課税世帯のみ無償化の対象となります。
- ※3 ファミリー・サポート・センター事業「送迎」のみ利用する場合は無償化の対象外です。
- ※4 預かり保育
条件によっては、預かり保育に加え認可外保育施設等も無償化の対象となります。

(2) 「保育の必要性」の事由に該当しない場合



★認定の種類及び区分

利用する施設・事業や児童の年齢、保育の必要性などにより、認定が異なります。

教育・保育給付		施設等利用給付	
1号認定	満3歳以上の就学前子ども	新1号認定	満3歳以上の就学前子ども（新2号・新3号以外）
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	新2号認定	満3歳になって最初の3月31日を経過した保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	新3号認定	満3歳になって最初の3月31日までの間にある保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（住民税非課税世帯に限る）

○保育所、認定こども園、地域型保育事業(小規模保育事業等)を利用している場合

すでに1号認定、2号認定を受けているため、利用料が無償となります。3号認定を受けている非課税世帯も利用料が無償化となります。(いずれも手続き不要)

○「保育の必要性」があり、認定こども園等の預かり保育事業を利用する場合

- ・新2号又は新3号（住民税非課税世帯のみ）の認定を受けることで預かり保育の利用料が1日上限450円まで、最大月額11,300円までの範囲で無償化の対象になります。
- ・利用料は各園にお支払いいただき、請求書等の提出をいただくことで町から上限額まで支給します。

○「保育の必要性」があり、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合

- ・新2号又は新3号の認定を受けることで3歳から5歳までは月額37,000円まで、0歳から2歳児までの住民税非課税世帯は月額42,000円までの利用料が無償となります。
- ・認可保育所等に申込みをしたが入所できず、認可外保育施設等を利用している場合にも、新2号又は新3号の認定申請が必要です。
- ・利用料は各園にお支払いいただき、請求書等の提出をいただくことで町から上限額まで支給します。

2. 保育の必要性の認定

保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当した場合、「保育の必要性」を認定します。

(1) 保育の必要性の事由

◇就労（フルタイムのほか、パートタイム、自営、内職、農業など）

※最低、月 64 時間以上就労していること

◇妊娠、出産（産前 8 週間、産後 8 週間と 8 週間目にあたる日の翌日が属する月の末日）

◇保護者の疾病、障がい

◇同居又は長期入院等している親族の介護・看護

◇災害復旧

◇求職活動（90 日間）

◇就学、職業訓練

◇育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて同一施設の継続利用が必要である場合

◇その他、上記に類する状態として町が認める場合

【注意事項】

- ・趣味の講座、カルチャースクール等は対象外です。
- ・求職活動等の場合は、認定期間内に就労し、「就労証明書」を提出する必要があります。
- ・育児休業中の新規認定はできません。

(2) 認定の有効期間

保育の必要性の認定については、事由により有効期間が異なります。

有効期間が切れると、無償化の対象となりませんので、ご注意ください。

事由	保育認定の有効期間
出産の前後の方	出産予定日を含む産前 8 週間と産後 8 週間目にあたる日の翌日が属する月の末日
求職活動	有効期間の開始日から 90 日間
育児休業	育児休業の対象となるお子さんが満 1 歳を迎える年度の 3 月 31 日まで
上記以外	お子さんの小学校就学前まで

【注意事項】

- ・認定の事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定の有効期間が終了します。
- ・新 3 号認定は、満 3 歳を迎えた最初の 3 月 31 日までが有効期間となります。保育を必要とする事由が継続していれば町が職権により新 2 号認定に切り替えます。

3. 新2号・新3号認定の申込み方法

(1) 申込み書類の配布及び受付場所

すこやか支援課(保健福祉センター1階)、預かり保育実施園(認定こども園)、町ホームページ

(2) 締切期日 認定を希望する日の前月 10 日まで

※締切日が土・日・祝日と重なる場合、翌開庁日となります。

※締切日以降も申込みを受付しますが、認定開始日を申請日より前に遡及することはできませんのでご留意ください。

※不足書類がある場合、認定ができないことがあります。締切期日に間に合うように申込みしてください。

(3) 申込みに必要な書類

次の書類を原則として全て揃えて、締切期日までに提出してください。

世帯の状況により、必要に応じて提出をお願いすることがあります。

①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

②個別に必要なもの・保護者(父母)分

保育の必要な事由		提出書類
就労	正社員、アルバイトなど	就労証明書
	自営業、内職、農業など	就労証明書 + 確定申告書の写し(開業初年度などで提出できない場合は、開業届・営業許可証等の写し)
妊娠、出産		申立書 + 母子健康手帳の写し
保護者の疾病、障がい		申立書 + 疾病:診断書 障がい:身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し
親族の介護・看護		申立書 + 次の①～③のいずれか ①介護・看護が必要な親族の方の診断書 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し ③介護保険被保険者証の写し
災害復旧		申立書 + 罹災証明書
求職活動		申立書 + 求職中であることが分かる書類 (求職カード、雇用保険受給資格者証等)
就学、職業訓練		申立書 + 在学証明書、受講証明書等
育児休業を取得して育児中		就労証明書(育児休業期間が明記されているもの)
その他の場合		町が必要と認める書類

③住民税課税状況の確認に必要な書類 ※新3号認定のみ

※令和8年4月1日～令和9年3月31日の認定開始を申し込む場合

対象	必要書類
① 令和7年1月1日現在と 令和8年1月1日現在、 能勢町に住民票がある方	<u>税書類提出の必要はありません。</u> なお、住民税額が確認できない場合は、申告を行っていただくこととなります。未申告の場合は、新3号認定に該当しません。
② 上記に当てはまらない方	能勢町に転入された時期及び認定期間によって、必要な書類が変わりますので、以下を確認の上、税書類を提出してください。 A: <u>令和7年1月2日以降に、能勢町に転入された方</u> 令和7年1月1日現在に住居登録をしていた市町村が発行する課税証明書(令和7年度町民税所得割額を証明するもの) B: <u>令和8年1月2日以降に、能勢町に転入された方</u> 令和8年1月1日現在に住居登録をしていた市町村が発行する課税証明書(令和8年度町民税所得割額を証明するもの)

★住民税課税状況の確認方法

保護者それぞれの住民税が非課税であるかを確認しますが、確認年度は認定期間により異なります。

- ・令和8年4月1日～令和8年8月31日 → 令和7年度課税証明書で判断します。
- ・令和8年9月1日～令和9年3月31日 → 令和8年度課税証明書で判断します。

(令和8年6月頃から発行できます。)

○税額控除(寄付金控除・住宅借入均等特別控除・配当控除・外国税額控除等)の適用前の住民税で判断します。

○保護者の年収の合計が120万円以下で同居している祖父母等がいる場合は、祖父母等同居親族のうち、最多所得者を生計主宰者とみなして、児童の保護者とその方の住民税が非課税であるかを判断します。

④「保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書」

保育所(園)等の利用申込みをせず新2号・新3号認定のみ申請する場合、申請書類に保育所(園)等の利用申込みを行わなかった理由を添付する必要があります。ただし、認定こども園・幼稚園の預かり保育を利用するための申請の場合は、提出不要です。

4. 認定通知書の送付について

新2号又は新3号の認定申請の結果、子ども・子育て支援法第30条の4第2号又は第3号の支給要件に該当する場合、町から認定通知書を送付します。施設等利用給付の請求の際に必要となりますので、大切に保管してください。

5. 認定の内容に変更があった場合

保育の必要性の事由を変更した場合や申請内容(保護者の氏名・住所・お子様の氏名等)に変更があった場合は、「施設等利用給付認定変更届」を提出してください。

締切日 毎月10日までに変更申請を提出していただくと、翌月からの変更となります。

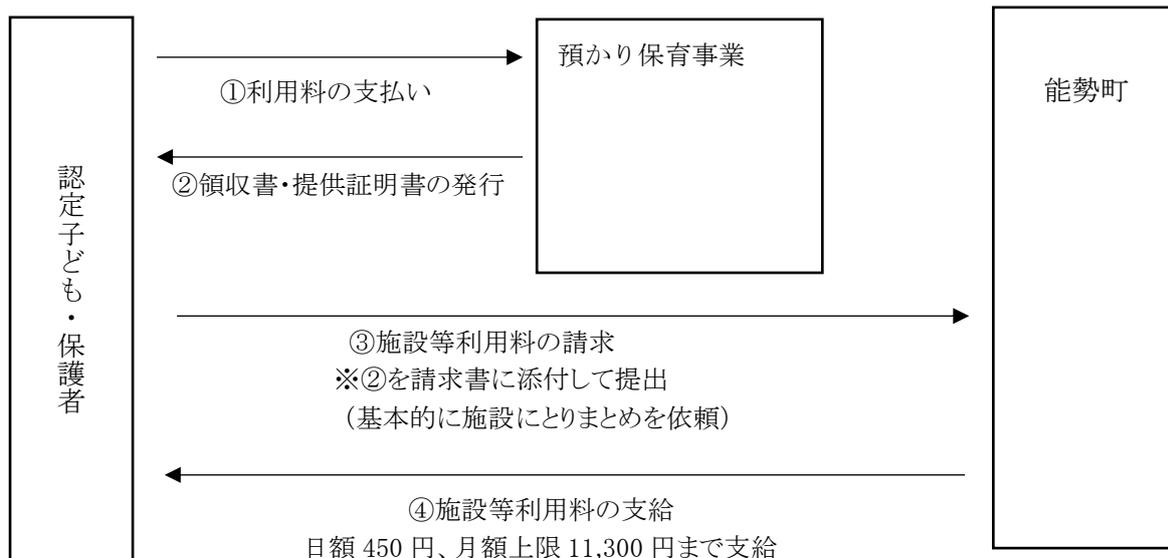
※締切日が土・日・祝日と重なる場合、翌開庁日となります。

○世帯状況の変更や住民税に変更があった時は、すこやか支援課(保健福祉センター)までお申し出ください。

6. 施設等利用料の支給について

新2号・新3号認定を受けて預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合、利用料が無償となります。利用料を事業ごとに支払い後、請求の手続きを行うことで利用料の上限額(支払額が上限額未満の場合は支払額)まで町から支給されます。

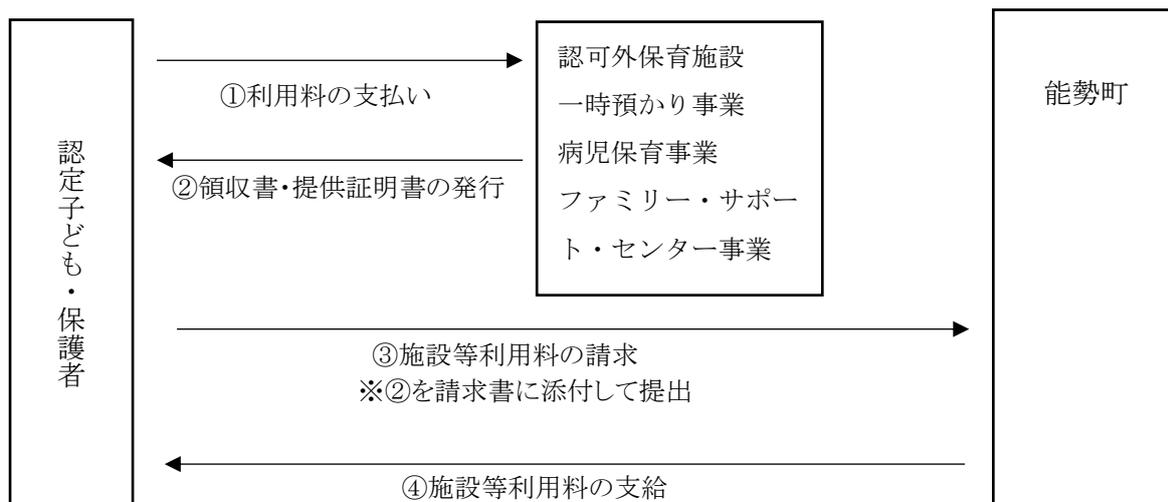
①預かり保育事業



(注) 認可外保育施設の利用料が施設等利用料の対象になる場合

- 在園している園が(1)教育標準時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満又は
- (2)年間開所日数200日未満のいずれかの場合は、上限額の範囲内で施設等利用料の支給対象になります。

②認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業



3歳児以上は月額37,000円まで、0歳児から2歳児(住民税非課税世帯に限る)は月額42,000円を上限として、施設等利用料が支給されます。

7. 申込みの前に必ずお読みください

(1) 住民税課税状況の確認ができない場合

未申告または課税証明書の未提出により課税状況の確認ができない場合、新3号認定申請を行っても認定を受けることはできません。

(2) 修正申告により住民税非課税世帯となった場合

修正申告等により住民税非課税世帯となった場合、新3号認定を受けるためには新たに認定申請を行う必要があります。なお、認定開始日の遡及は行ないませんのでご注意ください。

(3) 修正申告により住民税非課税世帯でなくなった場合

修正申告により住民税非課税世帯でなくなった場合、新3号認定の要件に該当しなくなり、認定を取り消すこととなります。

(4) 就労先が変わる方

就労先が変わる場合は、新たな「就労証明書」を提出してください。

(5) 育児休業中の方

育児休業明けで認定申請した場合は、原則、認定開始日から10日以内に復職し、復職後の「就労証明書」を提出してください。もし、復職されない場合は保育の必要性の事由に該当しなくなり、認定を取り消すこととなります。

(6) 妊娠・出産の事由で認定された方

出産予定日を含む産前8週間と産後8週間目にあたる日の翌日が属する月の末日までが認定期間となりますので、その期間を過ぎた後、別の要件で新2号・新3号の認定を受ける場合は、改めて申込みが必要です。

(7) 就労内定で申請された方

就労開始後、速やかに「就労証明書」を提出してください。

(8) 求職活動中の方

保育の必要性の事由が求職活動で認定された方は、認定後90日以内に「就労証明書」の提出が必要です。なお、提出がない場合は、認定有効期間が切れ、保育の必要性の事由がなくなります。なお、求職活動での認定期間終了後に、連続して求職活動で認定を受けることはできません。

(9) 町外へ転出する場合

町外へ転出する場合は、すこやか支援課までご連絡ください。また、転出先の市町村において新たに認定を受ける必要がありますので、手続き漏れがないようご注意ください。

(10) その他

- ・保育の必要性の確認は毎年行います。
- ・認定の事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定の有効期間が終了します。
- ・認定開始日を申請日より前に遡及することはできません。